

栃木県医師確保計画（案）及び栃木県外来医療計画（案）
に対する御意見と事務局回答

R2(2020). 3. 24 医療政策課

1 協議を行った会議等の名称

- パブリック・コメント（2/7～3/6）
- 三師会、市町等、保険者協議会意見聴取（2/7～3/6）

2 御意見と事務局回答

①栃木県医師確保計画（案）に対するもの

No	御意見	事務局回答
1	医療圏の設定について、計画全体、産科、小児科で異なっており、一致させるべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ●医療圏の設定については、第7期保健医療計画において、地域の医療資源の配置状況を考慮し設定したものであり、<u>医師確保計画策定においても現在の医療圏を踏襲していく。</u> ●計画間での比較が容易になるよう全体をまとめた表を参考に作成する。
2	県南医療圏の医師数が多いのは、2つの大学病院が存在していることが大きく影響しているため、2つの大学病院を除いた医師数とするなどの対応を検討すべきである。また、臨床研修中の医師は除くべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>医師偏在指標の設定については、全国一律の算出式を用いているため、2大学を除いた医師数で算出することは難しい点について御理解頂きたい。</u> ●<u>県南医療圏は2つの大学病院が存在し、臨床研修医等に対する教育が行われている、全国的に見ても特別な事情を抱えていることや県南医療圏の個別の医療機関においては、医師数が不足している状況があることは承知しており、施策の実施にあたっては、そうした点を十分に考慮していく。</u>
3	新たな取組として、医師少数区域への民間医療機関、医療系高等教育機関の誘致を検討してはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>医療従事者の確保を目的とした取組については、地域医療介護総合確保基金を活用し、各種施策を進めてきたところであり、<u>医師偏在対策に有用な施策については、他県例なども参考としながら、必要に応じて事業化を検討していく。</u></u>
4	産科、小児科の医師確保計画は示されているが、その他の診療科の医師の状況については特に触れられていない。診療科ごとの偏在を考慮し、過不足なく手当てできるようきめ細かな対策の必要性を検討して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>診療科別の医師偏在対策については、基本的対応として、まずは診療科と疾病・診療行為との対応を整理する必要があるが、産科・小児科については一定の前提の下に、診療科と疾病・診療行為との対応を整理することが可能であるため、暫定的に策定したところである。</u> ●<u>今後の見直しにおいては、<u>上記の対応関係が整理され次第、診療科別についても記載を検討していく。</u></u>
5	医師偏在、確保のための具体的な施策は、各事業年度の計画によるものと考えられるが、その際には計画に記載されている今までの延長線上の施策だけでは不十分であるため、より効果的な対策を検討し実施して頂きたい。	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>各医療圏をつぶさに見ていくと、<u>個別の医療機関それぞれに医師不足が生じている場合があること等を踏まえ、今後の施策の実施にあたっては、そうした点を十分に考慮し、効率的に医師の確保に取り組んで参る。</u></u>

② 栃木県外来医療計画（案）に対するもの

No	御意見	事務局回答
1	地域で不足する外来医療機能は、現状を踏まえ不足と判断しているが、その機能の担い手としてまずは既存の医師に協力を働き掛け、その上で不足する医療機能を精査し、新規開業者に協力を依頼するべきではないか。現状を踏まえた不足分を新規開業者のみで充足させることは現実的ではないと考える。	●地域で不足する外来医療機能として位置づけている初期救急医療や在宅医療等については、郡市医師会を中心に既存の医師に対する協力依頼を既に行っているところであり、併せて計画に基づく協力依頼を行うことにより、地域で不足する外来医療機能の充足を図るよう、取組を進めて参る。

③ 共通

No	御意見	事務局回答
1	栃木県民誰もがいつでも、どこでも適正な医療を享受できる体制を構築することはとても重要なことであり、この案に基本的に賛成であるが、この計画を実現できるかは、行政（栃木県）が強いリーダーシップを発揮できるかにかかっている。それを大いに期待する。	●各計画における目標の達成に向けて、市町村及び関係機関と協力しながら、質の高い医療を効率的に提供できるよう、取組を進めて参る。
2	医師確保計画及び外来医療計画の策定にあたり、各地域における人口構成や医師の性・年齢構成、患者の受療状況等を考慮した医師偏在指標等が示され、これにより全国と比較して医師が少数となる地域が明らかになったことは、同計画による新たな成果と考えられる。 今後この分析結果や地域の状況等を踏まえ、医師が少ない地域や診療科への対応に当たっては、医療従事者へのインセンティブ付与等の対策が講じられるよう、医療従事者のニーズや実態の調査などにより効果的な施策を実施し、地域医療の確保に努めていただきたい。	●県民誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けることができるよう、有用なデータの分析・活用を行いながら、効果的な施策の実施に努めて参る。
3	医師確保計画及び外来医療計画の推進に当たっては、栃木県医療費適正化計画、栃木県高齢者支援計画、栃木県健康増進計画など、私ども保険者協議会が関わる他の計画との整合性や実効性をしっかりと担保できるよう留意していただきたい。	●栃木県医師確保計画（案）及び外来医療計画（案）については、栃木県保健医療計画（第7期）の一部として策定するものであるため、もとより栃木県医療費適正化計画など他の計画との調和を保つことが望ましいと考えている。 ●そうした点を踏まえながら、各種施策に取り組んでいくほか、計画の見直しに当たっても、整合性がとれたものとなるよう特に留意して参る。